

東成瀬村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーの利用促進を図り、二酸化炭素を排出しない自然エネルギー利用の普及促進と、地球温暖化防止及び村民の環境保全意識の高揚を図るため、東成瀬村が住宅用太陽光発電システムを設置した者に対し、予算の範囲内において東成瀬村住宅用太陽光発電システム設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、当該補助金の交付に関しては、東成瀬村村費補助規則（昭和44年東成瀬村規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)住宅 個人により電灯契約される建物で、住居として使用されるものをいう（店舗、事務所等との兼用の場合は、延べ床面積の2分の1以上が住居の用に供されているもの）。
- (2)システム 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備で、商用電力と連携し、自家使用を超える余剰分については電力会社に売電できるシステムをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を満たす個人とする。

- (1)東成瀬村の区域内に自らが居住し、又は居住しようとする住宅にシステムを設置する者。
- (2)本人及び同一世帯員に村税等の滞納がない者。
- (3)電灯契約を結んでいる者。
- (4)過去においてこの要綱に定める補助金の限度額以上の補助金の交付を受けていない者。

(補助対象システムの要件)

第4条 補助金の交付対象とするシステムは、次に掲げる要件のすべてに適合するものとする。

- (1)未使用品であるもの。
- (2)電力会社と電灯契約及び余剰電力の売電契約を締結できるもの。
- (3)秋田県内に事業所を有する業者の施工により設置するもの。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、5万円に補助対象システムの最大出力(単位はキロワットで表示するものとし、小数点3位以下の値があるときは、第3位以下を切り捨てて得た値とする。)を乗じて得た額とし、限度額は25万円とする。ただし、その額に千円未満の端

数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、システムの設置工事の着工前に東成瀬村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次の書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 設計図書(見積書、図面等)。
- (2) システム仕様書(太陽光モジュールの形式、最大出力値、使用枚数等、が明記されているもの)。
- (3) 工事請負契約書又は見積書(工事着工予定日並びに工事完了予定日が明記されていること)の写し又は住宅売買契約書(引渡し予定日が明記されていること)。
- (4) 建物所有者の同意書(申請者以外に建物の所有者がいる場合又は申請者と建物の所有者が異なる場合)。
- (5) 設置予定場所の施行前写真。
- (6) 本人及び同一世帯に属する者の納税証明書。
- (7) その他村長が必要と認める書類。

2 村長は、先着順で補助金の交付申請を受理する。

3 村長は、補助金の交付申請がなされたものの合計額が予算の範囲を超えたときは、それ以降の補助金の交付申請を受理しないことができる。

(補助金の交付決定)

第7条 村長は、前条の規定により受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認め、交付決定をしたときは、東成瀬村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により当該申請者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第8条 前条の規定により決定通知書を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(申請内容の変更及び承認)

第9条 補助事業者は、交付申請した補助事業等の内容について変更又は中止をする場合は、速やかに住宅用太陽光発電システム設置費補助事業変更申請書(様式第3号)を村長に提出しなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更がない場合で、交付目的に反しない補助対象事業の計画の軽微な変更をすることは、この限りでない。

2 前項の計画変更をするとき、補助金の交付決定額を増額することはできない。

3 第7条の規定は、第1項の承認をした場合について準用する。

(実績報告)

第 10 条 補助事業者は、対象システムの設置が完了したときは、住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書（様式第 4 号。以下「実績報告書」という。）により、工事完了の日から起算して 30 日以内又は翌年 2 月 28 日のいずれか早い日までに 次に掲げる書類を添付し、村長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムの設置に係る領収書及び内訳書の写し。
- (2) 設置した太陽電池モジュールの変換効率や未使用品であることが確認できる書類（設置枚数分の出力と製品番号の対比ができるメーカー発行のものの写し）。
- (3) 電力会社との電力受給契約書の写し。
- (4) 太陽電池モジュール設置枚数が確認できるカラー写真。
- (5) その他村長が必要と認める書類。

(補助金等の額の確定)

第 11 条 村長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定した時は、住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付確定通知書(様式第 5 号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 12 条 補助事業者は、補助金の請求を、東成瀬村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書(様式第 6 号)により行うものとする。

(取得財産等の管理)

第 13 条 補助事業者は、システムの法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

この場合において、天災地変その他本人の責に帰することのできない理由により、システムが破損し、又は滅失したときは、その旨を村長に届けなければならない。

(財産処分の制限)

第 14 条 補助事業者は、システムの法定耐用年数の期間内において、前条後段以外の事由で当該システムを処分しようとするときは、あらかじめ東成瀬村住宅用太陽光発電システム設置費補助金により取得した財産の処分に関する承認申請書（様式第 7 号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し)

第 15 条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(3)前条の規定によりシステムを処分したとき。

(補助金の返還)

第 16 条 村長は、補助金の交付決定を取り消す場合において、既に補助金が支払われているときは、東成瀬村住宅用太陽光発電システム設置費補助金返還命令書(様式第 8 号)に返還の理由を記載するとともに期限を定めて、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(協力)

第 17 条 村長は、補助金事業者に対し、必要に応じて売電量及び買電量のデーターの提供、地球温暖化防止対策推進のためのアンケート、その他協力を求めることができる。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 20 日から施行する

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 20 日から施行する